

壮警町告示第58号

令和6年壮警町議会第4回臨時会を、次のとおり招集する。

令和6年11月22日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

- 1 期 日 令和6年11月29日
- 2 場 所 壮警町役場 大会議室
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
 - (2) 令和6年度壮警町一般会計補正予算(第4号)

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忞 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和6年壮瞥町議会第4回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年11月29日（金曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第54号ないし議案第55号について

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	谷坂常年	君
会計管理者兼		
	石塚季男	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門秀樹	君
企画財政課長	上名正樹	君
企画財政課参事	市田喜芳	君
住民福祉課長	阿部正一	君
産業振興課長	篠原賢司	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	澤井智明	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	土門秀樹	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也	君
------	------	---

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和6年壮瞥町議会第4回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
3番 長内伸一君 4番 毛利 爾君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎議案第54号ないし議案第55号について

○議長（森 太郎君） 日程第3、議案第54号ないし議案第55号についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
副町長。
○副町長（厂原 収君） 令和6年第4回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第54号から議案第55号までの2件であります。その内容についてご説明いたします。
1ページになります。議案第54号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）について。

令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 57 億 6,406 万円に歳入歳出それぞれ 531 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57 億 6,937 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 6 年 10 月 1 日となります。

事項別明細書、歳出から説明いたします。7 ページになります。総務費、総務管理費、財産管理費で 80 万円の追加となります。公共施設管理事業、指定管理者施設の手数料になりますが、9 月中旬に仲洞爺野営場において立木から枯れ枝が落下し、点検の結果、ほかの木にも枯れ枝が確認されたことから、キャンプ場利用者の安全を確保するため、これら危険木の処理に要する経費を計上するものであります。

選挙費、衆議院議員総選挙費で 451 万 2,000 円の追加となります。10 月 15 日公示、27 日執行の衆議院議員総選挙の管理執行事務に要する経費として報酬から使用料及び賃借料までの 7 節に係る経費を計上するものであります。

6 ページになります。歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 80 万円の追加となります。

道支出金、委託金、総務費委託金の衆議院議員総選挙費委託金で 451 万 2,000 円の追加となります。

なお、8 ページから 10 ページの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧ください。

また、3 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、11 ページになります。議案第 55 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 4 号）について。

令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 57 億 6,937 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 146 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57 億 7,083 万 6,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。16 ページになります。議会費、議会費、議会費で 17 万 8,000 円の追加となります。議会一般の議員期末手当になりますが、当初予算では報酬月額 4.4 月分を計上しておりますが、令和5年11月24日開会の第8回臨時会におきまして議員期末手当支給率が 4.5 月分と改正されており、不足となる 0.1 月分 17 万 8,000 円を計上するものであります。

土木費、河川費、河川総務費で 128 万 6,000 円の追加となります。河川維持経費の工事請負費になりますが、今年度仲洞爺の大川において土砂等の堆積物を除去する工事を行うこととしておりますが、洞爺湖漁業協同組合から工事により発生する濁水ができる限り洞爺湖へ流さないような施工方法とするよう要望があり、町といたしましても漁業活動に支障を来さないよう検討した結果、大型土のうを4列設置することで濁りを段階的に沈殿させながら流下させる手法を講じることとしたため、これら仮設工の追加に要する経費を計上するものであります。

歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 26 万 4,000 円の追加となります。

町債、町債、土木債で 120 万円の追加となります。大川緊急浚渫推進事業の増額によるものであります。

なお、17 ページの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧ください。

また、12 ページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

13 ページになります。第2表、地方債補正では、変更で大川緊急浚渫推進事業、限度額 670 万円を 790 万円に変更するものであります。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち、議案第54号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般2ページ。

8番、真鍋盛男君。

○8番（真鍋盛男君） この件を受けて町有地にも立木結構立っていると思うのですが、町有地の立木の点検等は行われたのかを質問します。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

町有地につきましては、定期的には特には確認してございませんが、担当が町内を

巡回した際には目視で確認するようにはしております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 財産管理費で 80 万の枯れ枝だとか落下防止、危険防止のために取り組んだ、これは理解できますけれども、80 万円でどの程度の落下危険物の除去がされたのか。ただ、金銭的には 80 万といいますから、そんなたくさんではないと思います。といいますのは、高所作業車だとか、そういう移動だとか使用料がほとんどでないかと思うのですけれども、80 万円の内訳どのような内訳になっているか、もしも承知していれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

今回ご質問につきましては、高所作業車が 2 日間、大体 1 日から 2 日で 10 万円ほど、あとは人工代が残りほとんどだということで、そういう形で上がってきております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○総務課長（土門秀樹君） 失礼しました。除去したものにつきましては、あくまでも枯れ枝、枝ですので、枝を何本かということまでははっきりは分かりませんが、おおむね 10 本から 20 本ぐらいを処理しております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 工事の取り組んだ概要は大体理解します。

そこで、仲洞爺キャンプ場、これはユーチューブなどを開いて見えていますとほかのキャンプ場よりもより多くの映像が出てまいります。その中を見ますと、大変自然に恵まれているのだと、また温泉が近くですぐ入れるだとか、お褒めの言葉がたくさん述べられてほかのキャンプ場よりも多くの紹介映像がありますけれども、このキャンプ場、今年度いつまでオープンしているのか、それについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

今年度につきましては、10 月の 21 日まで営業しておりました。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般 1 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 54 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 55 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳入及び歳出について、一般 1 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 2 表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 55 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 4 号）については

原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和6年壮瞥町議会第4回臨時会を閉会いたします。

（午前10時16分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員